

## 一般廃棄物等搬入届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者

住所

氏名

印

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 ( )

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入予定年月日	年 月 日から10日以内		
排出場所 〔廃棄物が実際 に出来る場所〕	場所 排出者 電話 ( )		
	印		
搬入物			破碎機の使用 有・無
搬入物の荷姿	ばら・袋・その他( )	搬入予定量	トン
搬入車両	車種	トン車	車両番号
搬入場所 〔指示された施 設に限ります。〕	届出者は、記入しないでください。		

- (注意) 1 搬入日の10日前から6日前までの間に排出場所を所管する事務所に届け出て、承認を受けたもの以外は搬入できません。
- 2 届出者は、一般廃棄物処理手数料の支払義務者です。
- 3 太線内のみ記入してください。
- 4 工場ごとに、搬入車両制限があります。
- 5 車両番号欄は空欄とし、搬入時に搬入者が自ら記入してください。
- 6 危険物(油、セルロイド、化学薬品等引火性・爆発性の物質等)の搬入、その他記載事項と相違する搬入を行った者は、搬入を禁止します。
- 7 記載内容に虚偽がある場合又は指示事項を無断で変更した場合は、搬入できません。
- 8 届出書の有効期間は、搬入予定年月日から10日以内です。
- 9 やむを得ぬ事情により、搬入場所が変更になる場合があります。

年 月 日起案	所 長	副 所 長	担 当 者
年 月 日決裁			

年 月 日
担当者

(A4)

(備考)

- 1 この様式は、4枚複写式とする。
- 2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。